

藤枝市水道事業指定給水装置工事事業者の指定の取消しについて

水道法第25条の11第1項第1号及び第3号、藤枝市水道事業指定給水装置工事事業者規程第8条、指定の取消し等に関する基準に基づき、下記の藤枝市水道事業指定給水装置工事事業者に対し、指定の取消し処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 指定を取消す事業者

指 定 番 号 第11号

事 業 者 名 有限会社 富岡ポンプ工業所

代 表 者 名 富岡 伸行

事業所所在地 藤枝市内瀬戸32-2

2. 指定取消しの日

令和4年11月12日

3. 指定取消し処分の原因となる事実

- ・違反行為による指定の停止処分（令和3年10月2日から令和4年4月1日まで）以降も、処分案件について不誠実な行為が継続され解決に至っておらず、将来もそのようなことを繰り返す蓋然性が高いと想定されるため。（欠格要件）
- ・登録されている会社事務所が解体され、土地が売却されているが、水道事業指定給水装置工事事業者に義務付けられている所在地変更届の提出を再三の指導にもかかわらず、これに従わないため。（届出義務違反）